

『高宗実録』における金玉均に関する記録の分析

金 大石

はじめに

甲申政変の首謀者である金玉均は、韓国近代史において代表的な開化思想家であり、開化運動の先駆的な実践家として重要な位置を占めている。ただ、それにもかかわらず、時代の変遷と歴史家の見解あるいは歴史観によって金玉均ほど、その歴史的評価が、極端に分かれている人物は少ない。あえて極言すれば、売国奴か、愛国的英雄か、という見解の対立が今日でも存在しているのである¹。

日本支配期の純宗時代になって奎章閣大提学贈られ、忠達公という諡号が与えられた金玉均は、民族主義右派とアジア主義者達からの推戴により、新聞、雑誌、小説、伝記及び喜劇など大衆言論媒体と文学作品で「反逆者」という烙印を消され、文明開化の先覚者として、東洋平和の化身としての偉人になる。それは、独立後の韓国国民は時代的な変化、政治的なイデオロギー、政権交代などの社会的な混乱を一掃すべき強力な偉人が必要だという考えに取りつかれたからである。今日の金玉均に対する大衆的認識は、この時期に形成されたといえる。

歴史は現在の眼を通して、現在の問題に照らして過去を見るところに成り立つもの²なので、大量の先行研究があるものの、再び当時の記憶を召喚して明らかにしたい。

文書はそれ単体で歴史的事実を裏づける一次史料として重要な存在であり、それぞれに書かれてある内容とは別次元で、それを伝える、それを所持する営みからも、歴史が生み出される³ので、朝鮮王朝の公式記録である『朝鮮王朝実録』から内容を分析してみたい。

『朝鮮王朝実録』は朝鮮時代の政治、社会、経済、文化に関する基本史料であり、朝鮮歴代国王の編年体の史書である。太祖から純宗までの 27 朝（1392～1910）を 31 種、1946 巻に編纂している。内容は、朝鮮の政治・経済・社会・文化などの各方面にわたっているが、そのみでなく、日本・琉球・中国・満洲など周辺諸地域に関しても豊富な記述を含んでいる。政治家にとっては、過去とは彼らの政治的主張を裏づけるシンボルの意味をもつことがある。また公的な歴史表象に見られる欠落を語らないことによって逆に歴史が語られていることを示している⁴。

本稿の目的は、金玉均を当時の朝鮮政府あるいは官僚たちはどのように評価したのかを分析することにある。具体的には、甲申政変がおきた当時である『高宗実録』の中で、金玉均の名前が記録されているすべての日付の内容を検討、分析してみたい。

金玉均が日本亡命中に書かれた記録は、彼の日本での行跡に合わせて分析する。

1. 金玉均の政界進出

朝鮮時代には、科举制度を通して政界に進出することができた。金玉均も 22 歳の時であ

る 1872 年 2 月 4 日に実施された謁聖試を通して政界に進出することになった。

初四日。御景武臺、行謁聖試文武科。文、取金玉均等五人、武、取張志庸等一百六十三人⁵。

謁聖試は国王が孔子の祭祀を執り行い、翌日に儒生たちに対して行う非正規的な科举試験であり、国王が親臨して試験当日に合格者を発表する科举試験である。高宗実録によると、文科試験では金玉均等 5 人、武科試験では張志庸等 163 人が合格した。文武科合わせて 168 人の合格者の内、金玉均が国家記録に記されたということから首席合格者であることがわかる。

このように金玉均は謁聖試という科举試験により合格した当日から成均館典籍に任命され官職生活を始めた。

その後、1872 年 7 月に司憲府の監察になり、1874 年 2 月に弘文館という官庁の校理に任命された。以降、6 年余り弘文館に携わった。

二十四日。以金玉均、尹升求爲弘文館校理、黃益秀、沈東獻爲副校理、尹相賢、李友會爲修撰、李埈、李能華爲副修撰。竝中批也。⁶

弘文館は朝鮮時代の行政機関及び研究機関で、王宮書庫に保管された図書の管理を任せ、古典文学を専攻して王や官僚の問いに応じる官庁である。特に弘文館は言論三司の一つで学問的・政治的にも重要な機関であり、館員は全員経筵官を兼ねているので、王にも講論ができるような学問と人格を兼備し、王の教書が作成できるような文章力を備えなければならなかった。

しかし、金玉均が 30 歳である 1880 年 2 月に痘瘡にかかった王世子の回復を祝おうと行われた科举試験で高級官僚の子弟たちだけが受かり、試験が公正ではなかったと不満が高まった。その結果、1880 年 2 月 29 日の記録によると、

教曰今日監試出榜矣。此果無一撓改精白秉公者乎已於筵中、至以北面二字、反覆飭諭。而榜眼纔出、物議喧騰。分義道理、寧欲若是言之及此、萬萬駭歎。一二所監試試官、竝施以邊遠竄配之典。雖以文公事官言之、渠以糾察、反事行雜云。聞不勝痛惋。亦施以邊遠竄配之典。監試官、亦難免溺職之責、竝施刊削。漢城試監試、初試罷榜、更爲設行。

7

高宗は科举試験に合格した合格者発表を取り消しし、監視官及び文公事官として科举試験の監察、糾察を疎かにした金玉均を含んだ試験関係者を辺境に流刑することを命じた。

それにより、1880 年 3 月 3 日に金玉均は昌城府に流刑に処されるようになった。

初三日。義禁府以監試一所試官洪澈周 利原縣、鄭元夏 固城縣、睦承錫 海南縣。二所試官金昌熙朔州府、徐夔淳 北青府、柳宗植 丹城縣、文公事官金玉均 昌城府、趙忠熙 龍川府、竝遠竄。啓。⁸

流刑に処されてから 100 日が経った 1880 年 6 月 7 日の記録には、

初七日。教曰今年設科取士、出於廣慶志喜、則其所秉公、尤當自別。而向日大小科初試榜眼、果有不然者存、至於前後試官竄配之舉矣。今焉爲日稍久、合有參量。竄配罪人洪澈周、金昌熙、鄭元夏、徐夔淳、睦承錫、柳宗植、金玉均、趙忠熙、尹秉鼎、成載玉、姜文馨、趙龍鎬、竝特爲放送。又教曰予於湖西左道試圍事、不勝駭然矣。主試苟能見孚於多士、本官亦能先事操飭、則乖悖之舉、何至於此竝當施以重究。而廣慶之義、特有參量者存、京試官以下及文義縣令、竝爲分揀。⁹

と科挙試験の公正性を訴えながら日数が経ったので、流刑に処された者たちの釈放が命じられた。刑から解かれた金玉均は弘文館の副校理と校理になり、続いて司諫院の正言などを歴任した。

このように金玉均は 1872 年科挙及第以降、10 年余りの間、三司である弘文館、司憲府、司諫院の清要職を歴任した。清要職というのは、三司の官職を示す言葉で、大体文科及第者として学問と徳望の高い人物が歴任した。たとえ地位はそんなに高くなくとも、以降宰相の官職に上がる踏み台になる職責で、いわゆるエリート官僚の必須コースであった¹⁰。

1882 年 6 月、朝鮮半島では壬午軍乱が起こる。壬午軍乱は、ソウルの貧民と合流した軍人による蜂起であるが、その直接的原因は軍料不払いによる生活不安と、閔氏一派の間での横領に対する怒りであった。すなわち旧式軍卒に対する 13 ヶ月の軍料不払い分のうち、1 ヶ月分の禄俸米が支給されたが、ところがそれは、中間での横領によって量目が不足しているうえに、糠や砂が半分以上まじったものであった。そこで常々日本人教官による新式の別技軍に比べて差別待遇を受けていた旧式軍卒の怒りが爆発し、それは反日感情と結びついた。さらに彼らは武器庫を破壊して武装し、官庁を襲撃した。他の一隊は日本公使館を襲撃したために、公使花房義質をはじめ館員一行は公使館に火を放ち、仁川から英国船で長崎に逃げた。その間別技軍の教官堀本礼造少尉ほか 3 人が殺害された。また王宮に侵入して閔氏一派を殺し、閔妃を探したが、彼女は逃げ延びて身を隠した。壬午軍乱は明らかに衛正斥邪派と結合した反日・反閔的な軍人と都市貧民の蜂起であった。

当時、金玉均は日本視察中だったが、壬午軍乱が起こって急遽帰国した。壬午軍乱の失敗を契機として衛正斥邪派は後退し、それに伴って、開化派の発言権が高まり、金玉均は壬午軍乱以降、本格的に政治、外交活動を広げていく。

特除金玉均爲承政院右副承旨、以閔泳穆爲刑曹判書、鄭範朝爲漢城府判尹、鄭漢朝爲吏曹參議。¹¹

1882年9月22日の記録を見ると、特別に金玉均を承政院の右副承旨に王が直接任命している。右副承旨とは、承政院に属していて王命の伝達や報告などを行う官職である。このような金玉均の出世に対して、開化に反対する人々の批判もあった。しかし、金玉均は要職を経て中央政界の官僚としての経歴を十分に積み重ねて、開港以降、朝鮮半島をめぐる国際秩序の変化を直視し、朝鮮の近代化をめざした開化思想の形成と成長に主導的な役割を担っていた。また、そのような金玉均を高宗も信頼していたことが1883年1月17日の記述から分かる。

十七日。以鄭範朝爲督辦軍國事務、李喬翼、朴定陽、趙準永、韓章錫、閔鍾默爲協辦軍國事務、趙同熙、李重七爲參議軍國事務、趙秉弼、金玉均、李祖淵、卞元圭爲參議交涉通商事務、李源命爲藝文館提學。¹²

1882年8月、朝鮮政府は壬午軍乱の收拾と済物浦条約のための修信使を日本に派遣した。この修信使の顧問として、金玉均は朴泳孝、徐光範らと訪日中であつた。滞日中の金玉均は交渉通商事務参議という官職に任命された。このことは、高宗の金玉均に対する特別な配慮だったと考えられる。訪日中の修信使一行は井上薫など、日本の政界の人物達に会い、また西欧列強の外交官達に会い、朝鮮は中国の属国ではなく独立国であると主張した。

1883年3月に帰国した金玉均はまた東南開拓使兼捕鯨使に任命される。

以趙慶鎬爲漢城府判尹、金玉均爲東南開拓使、兼捕鯨等事、使之除。下直、從便往來。

13

新設された官職で鬱陵島をはじめ東南側の島を開拓及び管理、捕鯨を管掌する職責である。初めてできた東南開拓使と捕鯨使を任された金玉均は、鬱陵島の開拓に当時としては破格の外国資本を引き入れようとした。

また、東南開拓使兼捕鯨使に任命されてから1ヶ月も経っていない1883年4月5日の人事命令では吏曹参議に任命される。

初五日。以金玉均爲吏曹參議、尹滋承爲司憲府大司憲、李根秀爲司諫院大司諫。¹⁴

吏曹参議に任命された金玉均は、借款交渉と開拓使に関することで3回目の訪日をする。日本の共同商会社などと契約を結び、鬱陵島の木材販売、島民の食糧供給などある程度の成果を上げていた。

一方、1883年10月7日、高宗は金玉均の日本国内での活動を支援するため、戸曹参判に昇進させる。

初七日。特擢金玉均爲戸曹参判、以南廷順爲廣州府留守、韓圭高爲全羅左道水軍節度使。

15

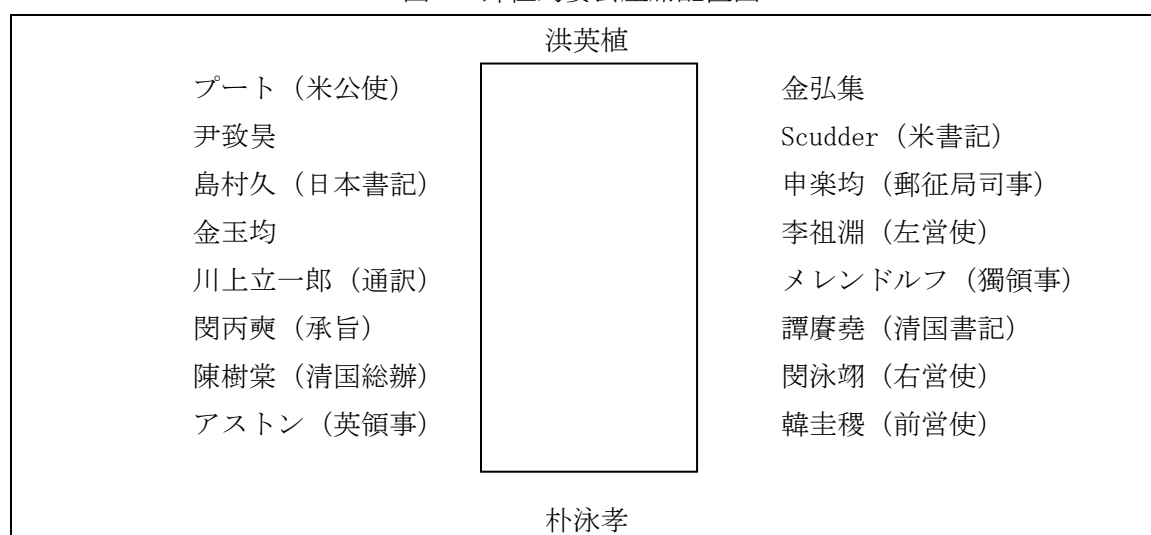
これにより金玉均は朝鮮の財政担当者として借款交渉と東南開拓使の任務を推進することができた。しかし、金玉均は借款交渉に失敗し、1884年4月に帰国した。

2. 甲申政変の記録

1884年10月17日、洪英植を総辦とする郵政局開設宴が外国公使と朝鮮軍の四營使を招待して開かれた。郵政局開設宴には図1 座席配置図のように郵政局総辦である洪英植をはじめ、朴泳孝・金玉均等の政変主導勢力が参加し、左營使李祖淵と右營使閔泳翊、前營使韓圭稷など、主たる権力者達と外衙門督辦金弘集、米国公使、英国領事、清国総辦など各国の外交官等が参加した。そこで甲申政変が始まる。記録を見てみよう。

宴会の終わりの頃、堀の外から火の手が上がった。その時、閔泳翊が一番初めに出たものの、血だらけのまま再び宴会場に戻るや否や、宴会に参加した人達は散り散り逃げてしまう。金玉均・朴泳孝・徐光範は高宗に郵政局の変乱を報じ、しばらく正殿を避けて移御することを求めた。

図1. 郵政局宴会座席配置図¹⁶



御駕が景祐宮正殿の庭に着いた時、高宗の親筆勅書を受け取った日本公使竹添進一郎が軍隊を率いて景祐宮に到着し、本格的な護衛に入ると、1884年10月17日の記録に政変

の顛末が記されている。

是夜、郵政局設落成宴、總辦洪英植主之。宴將終、見牆外火起。時閔泳翊、以區右營使、亦與會、爲救火、先起出門外。有何許凶徒數名、揮劍迎擊、泳翊被刺還仆堂上。座皆驚散、金玉均、洪英植、朴泳孝、徐光範、徐載弼等、自座中起走、入闕內、直至寢殿、急奏有變、請亟移御避之。上離次景祐宮、各殿、宮、亦蒼皇步從。玉均等、以上命求日本公使來援、夜深、日本公使竹添進一郎率兵來護衛。¹⁷

さらに、金玉均の命令によって生徒と壯士たちが左營使李祖淵、前營使韓圭稷、後營使尹泰駿、左贊成閔台鎬、知中樞府事趙寧夏、海防總管閔泳穆、内侍柳載賢を次々と宮中で殺したと、10月18日の記録には書いてある。

玉均等、使生徒及壯士、殺左營使李祖淵、後營使尹泰駿、前營使韓圭稷、左贊成閔台鎬、知中樞府事趙寧夏、海防總管閔泳穆、内侍柳載賢于前堂。自上至有連聲道勿殺、勿殺之教、而不聽命。至是、上之左右、惟玉均黨十數人、致上起居不得自由、至於御供失時。¹⁸

これで政変主導勢力が除去しようとした核心となる権力者達、すなわち、閔氏戚族の代表的な人物達と3營使の軍部勢力が全部処断された。

高宗が続けざまに殺さないことを命じたものの、金玉均が命令に応じなかったことから、高宗が政変主導勢力数十人に制圧されていたことがわかる。

続いて、改革を推進するために大々的な人事が断行された。人事の内容は、朝の朝報を通じて伝達された。同日の記録に人事の内容が書いている。

以徐光範陞差協辦交涉事務、仍使督辦署理。金玉均惠商公局堂上、徐載弼前營正領官、士官生徒部將十二人別軍官、竝差下。以洪英植爲左右營使、朴泳孝爲前後營使、金玉均爲戶曹參判、仍使判書署理。拜李載元爲議政府左議政、洪英植爲右議政、李載完爲兵曹判書、尹雄烈爲刑曹判書、金弘集爲漢城府判尹、金允植爲禮曹判書。¹⁹

このように直ちに人事を断行し、その内容をすぐ朝報に反映して知らせたことを見ると、当時の政変がいかに迅速に進められたかが分かる。

その時に断行された人事を通じて政変主導層は議政権と軍事・治安権、財政権を掌握しようとした。また、大院君系列の宗親と王室外戚との連帯を企て、議政府の勢力と汎開化勢力を同伴勢力として設定した。このような人事は、当時の閔氏戚族中心の権力構造から疎外された人達を引き込んで反閔勢力を糾合した性格を帯びている²⁰。

また、その時公布された政令は本来80余個の条項に達していると伝えられるものの、現

在 14 個のみが図 2 のように『甲申日録』に伝わっている。その内容は政治体制と国家権力の運営方案に関する比重が高かったし、国家財政の確保と軍事的な基盤造成に重点を置き、清からの独立構想などを内包していた。

図 2. 金玉均の『甲申日録』に掲載された人事内容²¹

領議政	李載元（君主の従兄）
左議政	洪英植
前後宮使兼左捕盜大將	朴泳孝
左右宮使兼代理外務督辦・右捕盜大將	徐光範
左賛成兼左右参賛	李載冕（大院君の嗣子）
吏曹判書兼弘文提学	申箕善
禮曹判書	金允植
兵曹判書	李載完（李載元の弟）
刑曹判書	尹雄烈
工曹判書	洪淳馨（王大妃の甥）
漢城府判尹	金弘集
判義禁府事	趙敬夏（大王大妃の甥）
藝文提学	李建昌
戸曹参判	金玉均
兵曹参判兼正領官	徐載弼
都承旨	朴泳教（朴泳孝の伯兄）
同副承旨	趙同冕（大王大妃の従孫）
同知義禁府事	閔肯植
兵曹参議	金文紘（順和宮の弟）
水原留守	李熙善
平安監司	李載純（大院君の至親）
說書	趙漢国（大院君の外孫）
洗馬	李竣鎔（大院君の孫即ち、李載冕の子）

しかしながら、この政令に関しては国王の裁可を経たにもかかわらず『高宗実録』のどこにも記録されてない。それは恐らく朝鮮政府としては政変の成功を認めたくないからであろう。

10 月 19 日午後、清国軍が銃砲を轟かし、東・南門から挟み撃ちしてきた。開化派の行動隊員達と日本軍は清軍に抵抗した。その時、昌徳宮外の守備を受持っていた左・右営軍を

はじめ朝鮮兵士が清軍に合流して日本軍を攻撃したと記録にはある。

十九日。夜、上離次于北廟、仍又轉次于宣仁門外清統領吳兆有營房、各殿、宮離次于蘆原。是日申刻、清兵分入宮門、放銃砲、我左右營兵隨之、日兵儘力禦之。至酉刻、上避于後苑演慶堂、與各殿、宮、相失轉避、至玉流泉後北牆門。武藝及衛士、別抄軍、始入衛、開門而出、向于北廟。日公使率兵辭宮。金玉均、朴泳孝、徐光範、徐載弼等、皆隨而去。惟洪英植、朴泳教及生徒七人從後至北廟。亥刻、吳統領聞上在北廟、領隊往迎。英植等挽御衣、請勿往。衆奉上御四人轎、英植等、又盛氣叱之。我兵斫殺英植及泳教、又殺生徒七人。袁世凱亦遣兵迎駕。子刻、到宣仁門外、駐次吳營。²²

この戦闘で日本公使と金玉均、朴泳孝、徐光範、徐載弼等は王宮から退却を余儀なくされた。ただ、洪英植と朴泳教、仕官生徒 7 人は高宗を護衛して北廟に向かったものの、朝鮮兵士達に皆殺害された。このように開化派の政変は 3 日目に失敗で終わった。

時城中軍民、疾視日本人、逢輒毆鬪、多有殺傷。日本公使竹添進一郎率兵、保護居留民、出城。金玉均、朴泳孝、徐光範、徐載弼及生徒十餘人、皆藏身於日本公使館、薙髮洋服、潛往仁川港、直逃日本。²³

10 月 20 日の記録をみると、民衆と兵士たちが日本人を攻撃して多数の殺傷事件があったことから当時の朝鮮社会では反日感情が強かったことがわかる。民衆の攻撃が続くと、日本公使竹添進一郎は公使館が持ち堪えないと判断し、漢城を去ることを決めた。金玉均、朴泳孝、徐光範、徐載弼及び仕官生徒 10 人は日本公使館に身を隠して剃髪し、洋服に着替えて仁川に向かい、仁川に着いていた「千歳丸」に乗って日本に亡命した。

3. 政変関連者の処罰

朝鮮政府は政変直後の 10 月 22 日から政変関連者達に対する逮捕命令を下した。それにより 1884・1885・1886 年にわたり、関連する 20 余人が逮捕され、鞫問を受けた。政変に直接関係した者達には、「謀反大逆不道罪」と「謀反不道罪」、「知情不告罪」が適用された。この中で謀反大逆不道罪人には「凌遲處死」、謀反不道罪人と知情不告罪人には「斬刑」が科された。更に全ての政変関係者には、「籍没家産」と「破家瀕宅」の刑が執行され、その父母と兄弟、妻子には「連座法」が適用された。その他、政変の内閣に任命された人物達も 1886 年に流刑に処された²⁴。朝鮮時代の法令は中国明朝の「大明律」に基づいて行われていた。

政変失敗の翌日 10 月 21 日には承政院、司憲府、司諫院の行政機関、司法機関から金玉均等の処刑を求める上書があった。

院議。(中略)金玉均、洪英植、朴泳孝、徐光範、徐載弼等、亟令拿鞠正刑焉。(中略)

25

兩司聯筭。(中略)金玉均、洪英植、朴泳孝、徐光範、徐載弼等之極逆大慝者乎(中略)
在逃諸賊、誦捕於域中、購求於各國、快正邦刑。(中略) 26

また、大臣たちも連名で金玉均等の迅速な処分を訴える文を上奏した。

時原任大臣聯筭。(中略)今番玉均等五賊之窮凶極惡、即剖判後所未聞之變也(中略)
然則玉均等、非但我東方一國之罪人也、即天下萬世人紀之罪人也。伏乞亟賜處分、以明
彝倫焉(中略) 27

さらに、金玉均等の追跡、逮捕に期間を定めてすることと、すでに逮捕された士官生徒たちの迅速な審問を求めた。

正言鄭承鉉、洪鍾憲等疏、請金玉均等刻期跟捕、快正邦刑、已捕生徒徐載昌等、亟令設
鞠施以一律。批曰已諭於聯筭之批矣。 28

11月1日の記録によると、官僚の任官や人事考課などを行う行政機関である吏曹から金玉均の養父金炳基と生父金炳台、朴泳孝の父朴元陽、兄朴泳好、洪英植の父洪淳穆、兄洪萬植、徐光範の父徐相翊、尹泳寛の父尹錫五、朴應學の父朴鼎和の官位を褫奪したと報告があった。

吏曹以因大臣所奏、諸賊應坐支屬中、有官爵者、令該曹竝行削奪官職事、命下矣。玉均父副護軍金炳基、本生父炳台、泳孝父大護軍朴元陽、兄司事泳好、英植父領府事洪淳穆、兄護軍洪萬植、光範父護軍徐相翊、泳寛父慶尙左兵使尹錫五、應學父前牧使朴鼎和、竝爲削奪官職啓。 29

これは「大明律」に基づいて政変関係者たちの父母と兄弟、妻子には「連座法」が適用されたということである。甲申政変が売国行為として理解され、政変関係者たちは打倒の対象となり、家族も社会的な指弾の対象となった³⁰。連座罪に処された人々は1894年6月28日に高宗の命令により特別釈放される。

ところが、甲申政変以後、清国の朝鮮内政に対する影響力は更に強化され、政局は親清派勢力により左右されるようになった。親清派勢力は権力機関を掌握して政治的な影響力を行使した。また、甲申政変の原因と責任をめぐる論議が活発に起き、それに関連した数多くの上書があがってきた。

このような政局で高宗は、1884 年 11 月 24 日、金弘集を全權大臣に任命し、甲申政變の善後処理のため来朝した井上馨と漢城条約を締結した。

二十四日。漢城條約成。漢城條約。此次京城之變、所係非小、大日本大皇帝、深軫宸念。茲簡特派全權大使伯爵井上馨、至大朝鮮國、便宜處理、大朝鮮國大君主、宸念均願敦好、乃委金弘集以全權議處之任命、以懲前毖後之意。兩國大臣和衷商辦、作左約款、以昭好誼完全、又以防將來事端。茲據全權文憑、各簽名鈐印如左第一條、朝鮮國修國書、致日本國、表明謝意事。第二條、恤給此次日本國遭害人民遺族、並負傷者、暨填補商民貨物、毀損掠奪者、由朝鮮國撥支拾壹萬圓事。第三條、殺害礮林大尉之兇徒、查問捕拿、從重正刑事。第四條、日本公館、要移新基建築、當由朝鮮國、交附地基房屋足容公館、暨領事館、至其修築增建之處、朝鮮國更撥交貳萬圓、以充工費事。第五條、日本護衛兵辦營舍、以公館附地擇定、照壬午續約第五款施行事。大朝鮮國開國四百九十三年十一月二十四日、特派全權大臣左議政金弘集。大日本國明治十八年一月九日。特派全權大使從三位勳一等伯爵井上馨。另單一、約款第二第、四條金圓、以日本銀貨算、須期三箇月、於仁川撥完。一、第三條兇徒處辦、以立約後二十日爲期。大朝鮮國開國四百九十三年十一月二十四日、特派全權大臣左議政金弘集。大日本國明治十八年一月九日、特派全權大使從三位勳一等伯爵井上馨。³¹

漢城条約の内容は、

第一款 朝鮮国は国書をもって日本国に謝罪を表明すること。

第二款 日本国民の被害者遺族並びに負傷者に対する見舞金、及び暴徒に略奪された商人の貨物の補填として、朝鮮国より 11 万円を支給すること。

第三款 礮林大尉を殺害した犯人を捜査・逮捕し、正しく処罰すること。

第四款 日本公使館を再建する必要があるので、朝鮮国が代替の土地と建物を交付しそれに充てること。また、修繕・改築費用として、朝鮮国は 2 万円を支給し、工費に充てること。

第五款 公使館護衛兵用の兵營は新しい公使館に相応しい場所に移動し、その建設と修繕は済物浦条約第五款の通り朝鮮政府が施行すること。

另單

一。約款第 2 条、第 4 条の金額は日本銀貨に換算し、3 ヶ月以内に支払って終える。

一。第 3 条の兇徒に対する処理は、条約締結後 20 日を期限にする。

ということである。

しかし、甲申政變の根源は日本人にあるにもかかわらず、日本は自国の責任は回避して漢城条約締結を急ぎ立て、却って政變の際に燃えた日本公使館の建築費支払と礮林大尉の殺害犯の処罰等を要求していると批判する声もあった。

副司果金象權疏略與日通商、自壬午定約、人心大撓、竟有十月之變。上有播遷之辱、下被殺戮之禍、幾危宗社。重還宮闕、實天運之再造、而彼人之包藏禍心、從此而明的矣。曩使變亂、不根于彼、雖玉均輩逆心、當不至如此之變也。今番變亂、日人害我、皆重任宰輔、我之害日、只是行商細人、磯林大尉也、彼此輕重判異。今伏見全權大臣定約、則未見探捕四凶、亦不論傷害宰輔之罪。區區立約、徒從彼願、期以二十日捕害磯林者、我六七宰、反不如一箇磯林而然乎推此可知我之視弱如此。雖爲姑息、彼無厭之慾、壓視我虛、滋禍助亂、種種如玉均輩、作罪于我、逃命彼矣。此臣所以慟哭者也。且今世受爵祿親戚之臣、或退臥邱園、或顧忌不敢直言。安則自謂卿相子孫、期獲高官、危則畫逃避之計、爲苟安之策、是豈貞忠乎伏願一一搜探、無有此弊焉。批曰所陳諸條、出於憂憤所激。當留念矣。³²

さらに、犯罪者が日本に逃げられない対策と金玉均等の迅速な逮捕を促した。しかし、金弘集は漢城条約締結の前に責任所在を明らかにすることと金玉均等の亡命者を引き渡すことを要求したものの、これに対して日本は人道的理由を掲げて拒絶した。

政変から約2ヵ月後の12月13日付けで、政変関係者たちの罪の内容、荷担過程、罪名などを挙げて死刑を決定した記録がある。

十三日。義禁府啓

罪人奉均等、捧遅晩結案。（中略）喜貞本以軍伍之賤（中略）重模本以生徒之名、陰懷凶賊之圖、玉均、載弼之家、視以窩窟（中略）昌奎本以常漢下流（中略）竝謀反大逆不道、不待時凌遲處死。點丕以皂隸賤鄙之流（中略）允相素以獐頭之性（中略）竝謀叛不道、不待時斬。弘植處身、則以僧還俗、賦性焉極黠且奸。玉均駕海之行、胡然同舟而往、載弼入宮之路（中略）載昌生髮未燥（中略）興喆本以奸細之徒（中略）英植本以蟣蝨之賦（中略）竝知情不告、不待時斬。³³

その内容をみると、金奉均、李喜貞、申重模、李昌奎の4人は「謀反大逆不道罪」に該当するので、「不待時凌遲處死」に処すること。李點丕、李允相は「謀反不道罪」として「不待時斬刑」に処すること。車弘植、徐載昌、南興喆、崔英植は「知情不告罪」として「不待時斬刑」に処することであった。「不待時凌遲處死」「不待時斬刑」に処されたということから、判決が下されたら直ちに処刑されたと考えられる。

その後、12月14日、12月15日、12月16日にも日本に逃げ出した金玉均等の迅速な逮捕を促す上書が相次いだ。さらに、すでに死刑に処された人たちに対して「拏戮」に処することを催促する上書も相次いだ。「拏戮」というのは「連座法」により、罪人の妻や息子をも一緒に死刑に処することである。

引き続き1885年11月16日の記録をみると、

十六日。引見領議政沈舜澤。教曰近見外衙門文蹟、則自中國照會日本、玉賊間已捉得云、實爲萬幸矣。舜澤曰天理孔昭、罪人斯得、舉國臣民、孰不痛快其貫盈之罪、焉敢終逃於刑章之下乎³⁴

日本で金玉均が逮捕されて痛快極まると記している。

また、11月17日にも、高宗の祖母に尊号を贈る儀式の会場で帰国を促したが日本で逮捕されたことと、金玉均が日本でまた変乱を起こしたと記している。

教曰春間、玉均有書於李載元、故爲要其出來矣、幾至出來之際、被捉於日本云、捉則可幸、而猶爲忿痛矣。弘集曰玉均、又造亂於日本、則亦其國之所惡也、理當拿交於我國、決洩神人之憤矣。³⁵

金玉均はまだ逮捕されていないのに朝鮮政府の官僚たちはなぜこのように述べたのか。それは恐らく1885年の大阪事件があったからであろう。

大阪事件は1885年、自由党左派と称される大井憲太郎、小林樟雄、磯山清兵衛等を中心に、朝鮮の民主化と清国からの自立を求める金玉均等開化派を支援して朝鮮革命を実現させ、朝鮮の宗主国を自認する清国と日本との戦争状態をつくりだし、その危機的状況を利用して明治政府を打倒しようとした事件である。だが金玉均は小林樟雄との交流はあったものの、計画には協調してなかった。

しかし、この大阪事件は金玉均が日本自由党と結託して共謀した事件として中国、朝鮮では知られて逮捕された金玉均が日本軍隊と帰国するという噂が広まったのである。

金玉均は日本亡命中でもたゆまず再起しようと努力していたし、金玉均を引き入れようとする日本国内の政治勢力の動きもあったことは朝鮮政府に衝撃を与えた。それに危機意識を覚えた高宗が政変関係者と連帯の可能性がある人物を除去して国内勢力と金玉均との連結を遮断しようとしたことは12月23日の記録からもみられる。

鞠廳啓罪人景純、狎鷗亭會獵陰謀、潛就郵征局行凶、巨慝斯著、諸生徒之前後和應、作爲禍胎、五宰輔之次第戕害、出自凶手。謀反大逆不道的實、不待時凌遲處死。罪人應浩、隨往日館、蹤跡顯露、把守宮門、排布叵測、醞釀有蓄、首從何分罪人興龍、售黨逆之謀、潛應天字之暗號、託訪倭之行、甘試服色之新備、罪人啓完、十三人齊會之席、結凶黨而樂赴旬七夕替番之行、訪教師而潛合所望者、逆魁當權、喜聞其乃兄行凶、罪人興模、與福童而同惡相濟、是弟是兄、附孝、玉而幸災樂禍、至慝至凶。以上、謀反不道的實。罪人昌基、天字暗號已著、知機之形、圖局守直、欲爲掩跡之計、罪人昌洙、作飲食之主人、備悉凶徒之醞釀、率把守之兵丁、甘受賊魁之約束、罪人聖郁、日本館共往、已知謀亂之機、昌洙家會飲、不思陷身於逆。以上、知情不告的實、並不待時斬。³⁶

その内容をみると、尹景純を「謀反大逆不道罪」の「不待時凌遲處死」に処すること。李應浩、全興龍、尹啓完、申興模は「謀反不道罪」として「不待時斬刑」に処すること。金昌基、閔昌洙、崔興喆、崔聖郁は「知情不告罪」として「不待時斬刑」に処することであった。

それ以外にも 1886 年 4 月 10 日、4 月 12 日にも肅清が断行された。これは 1885 年 8 月に大院君が清国から帰ってきて朝鮮に泊まっていたことも考えられる。高宗と閔妃が大院君の帰国と政治的な復帰を恐れていたことを勘案すると、1886 年の肅清は金玉均の除去説を用いて大院君とその一派の政治的な蠢動を封鎖し、大院君の勢力と金玉均との連結を遮断するための政治的な措置であると考えられる。さらに、その間、提起されてきた政変の責任論から脱して弱体化した王権を強化しようとする高度の政治的な意図が含まれていた。

義禁府啓池運永原情、以爲矣‘身之奮單身厲雙劍、卽入日本、要斬在逃逆賊玉均之事、亶出於私衷所憤也。所謂私憤者、有二於此。亂臣賊子、人人得而誅之、一也爲主人報讎、一也。嗚呼亂賊未誅、主讎未報、而前後私情、盡皆假稱上命、自貽國恥矣。身之罪萬死無惜、伏不勝惶恐之至。此外無他可供之辭云。平問之下、難以取服、刑推得情何如教曰別無更問之端、遠惡地定配。³⁷

1886 年 6 月 17 日の記録によると、池運永が日本に行つて金玉均を暗殺しようとしたが、失敗に終わり、これはあくまでも私的行動だったのに王命を詐称して朝鮮に恥をかけたという罪で流刑に処された、とある。

実際、池運永は「渡海捕賊使」という官位が与えられ、高宗の委任状と 5 万ウォンの資金を持って日本に渡ってきたが、金玉均にその委任状と関連書類を奪い取られた。ちなみに「渡海捕賊使」は海を渡り逆賊を捕まえる使臣という意味である。金玉均はこのような事実を日本政府に通報し、池運永は日本から強制出国させられたのである。³⁸高宗の委任状があったということは指示もあったということであろう。

また、朝鮮政府との外交問題を恐れた日本政府は、1886 年 8 月に金玉均を小笠原諸島の父島に追放した。小笠原で 2 年間送り、1888 年 7 月末から北海道に送られて 1890 年 11 月に日本国内の居住が自由になる。

一方、金玉均が小笠原諸島へ流刑に処された 1887 年 4 月 19 日、26 日、28 日には、金玉均をはじめ甲申政変の関連者の処罰を求める上書が相次いだ。

亡命中でも金玉均は、帝国主義の本質と朝鮮をめぐる国際関係をさらに冷静に現実的に理解するようになった。東京に戻って来てからは朝鮮・中国・日本の連合を通して欧米勢力の侵略に備えなければならないと主張した。いわゆる「三和主義」である。

このような金玉均の行動に対して、高宗と閔氏一派はフランス留学経験がある洪鍾宇を暗殺刺客として送り出した。洪鍾宇はフランス留学を通じて得た欧米の先進制度の知識と

経験を金玉均に聞かせ、親交を深めて清国の上海に誘引し、1894年2月22日に暗殺した。西暦では3月28日である。

初九日。議政府啓即見京畿監司奎弘狀啓謄報、則中國兵船、抵泊月尾島後洋、而逆賊玉均屍身載來。即其時移載漢陽船、仍爲發船、向往京江矣。屍身行檢、事體即然、其令京兆、秋曹按典當日舉行、檢驗狀使之報府、以爲稟處何如允之。金玉均甲申事敗、即亡命于日本。至是轉往清國上海港、美租界暫爲寄店、被本國人洪鍾宇暗殺。清國官憲以威靖、兵船載送其屍于仁川港³⁹

1894年3月9日の記録に、中国の軍艦に載せている金玉均の遺体を漢陽に運び、遺体の検査を命じたことが書いてある。

時原任大臣聯筭昨以逆賊玉均屍身行檢事、草記蒙允、飭該司當日舉行。即見京兆、秋曹所報、以爲如法檢驗、則其爲逆賊玉均屍身、的實無疑云矣。噫嘻!此賊即窮天地亘古今所未有之凶逆。一國之人、孰不欲手磔口嚙而假息海外、久稽天誅、輿情久益沸鬱。向接上海電信、知有洪鍾宇鎗斃之舉。而賊屍今已解到、辨其真僞、十餘年神人之憤、於是乎少洩矣。縱未得檻致而快正邦刑、尙可以跪斬而追伸王法。請用謀叛大逆不道律、加施以适。雲例、俾天下後世亂賊、有所懼焉。臣等敢效明張之義、相率聯陳、伏乞亟降處分。批曰今此卿等之爲懇、其在沐飲懲討之義、宜其有是言。而亦可以見神人共憤、輿論愈激、有不可容已者矣。所請依允。⁴⁰

また、検査の結果、疑う余地がなく金玉均の遺体であることに、「謀反大逆不道罪」として「不待時凌遲處死」に処すること促す上書が各大臣等、司法機関、行政機関から殺到した。

兩司合啓。請逆賊玉均、加施适、雲之例。批曰其在公憤、宜有是請。依啓。⁴¹

玉堂聯筭。請玉均、亟施适、雲之律。批曰可見輿憤愈激。已論於臺啓之批矣。⁴²

さらに、王命により大罪人の取り調べを行った官庁である義禁府では、「大明律」に「謀反大逆不道罪」は「不待時凌遲處死」と定められてあり、「連座法」も適用させ、「破家瀝宅」の刑を執行することを主張し、高宗は許可した。

義禁府以因時原任大臣筭子、兩司合啓、逆賊玉均、以謀叛大逆不道律、加施以适、雲例事、批旨允下矣。大明律。謀叛大逆條云凡謀叛及大逆、但共謀者不分首從、皆凌遲處死、同律死囚覆奏待報條云其犯十惡之罪、應死者、決不待時。逆賊玉均、不待時凌

遲處斬、而加施以适、雲例之意啓。又啓謀叛大逆不道罪人玉均、既已依律正刑矣。應坐諸人、一一查出、修成冊牒報後舉行。而籍沒家産、破家瀝澤等事、令各該司舉行何如允之。⁴³

このように金玉均は、1884年の甲申政変以後10年余りの亡命生活の末に、上海で暗殺され、朝鮮に運ばれ凌遲刑に処された。

朝鮮政府と高宗は甲申政変の頭目である金玉均の処罰を祝うため、1894年4月27日死刑囚以下の受刑者に恩赦を行った。

1894年6月の甲午改革で開化派内閣が樹立され、総理大臣金弘集、法部大臣徐光範の上書により1894年12月27日に罪が恩赦、官位が復権された⁴⁴。そして純宗在位期の1910年6月30日に奎章閣大提学贈られ、忠達公という諡号が与えられた。

まとめ

以上のように金玉均の記録は、科挙試験に合格した『高宗実録』9巻から36巻まで総計85回記録されている。『純宗実録』には4回の記録があった。

金玉均は22歳の時である1872年に実施された謁聖試という科挙試験に首席合格し、成均館典籍に任命され官職生活を始めた。30歳である1880年に科挙試験の監察、糾察を疎かにして流刑に処されたこともあったものの、エリート官僚の必須コースである弘文館、司憲府、司諫院の要職を歴任した。

1882年の壬午軍乱以後、金玉均をはじめとする政変主導勢力は、西欧の文物と制度を理想的なこととみなし、日本の近代化方式を成功モデルと認め、西欧の文物・制度を積極的に受容して富国強兵を達成しようとした。また、政変主導勢力は清国を除去するためには、日本と西欧勢力を最大限利用しようとしたことが分かる。

さらに政変主導勢力が壬午軍乱以前と比べて飛躍的に伸び、彼等が閔氏戚族とその一派の集中砲火を浴びながら成長できたのは、開化と独立という政治・外交路線が持つ効力とそれに対する高宗の支持と政治的な配慮があったことが1883年から1884年の人事記録からもわかる。

そして政変直後に行った人事の内容の中で注目されるのは、宗親と王室の外戚としての関係を明記している点である。それは人事断行の重要な基準の一つが王室との関連性から出発していることを表す。ゆえに政変主導勢力は、議政権と軍事・治安権、財政権を掌握し、また大院君系列の宗親と王室外戚との連帯を企て、当時の閔氏戚族中心の権力構造から疎外された人達を引き込んで反閔勢力を糾合することに焦点を当てていることが分かる。

一方、甲申政変の原因と責任に対する支配階層の立場は、内部的な要因を強調する場合と、日本の介入という外的な要因を強調する場合とに分けて考えられる。

まず、内的な要因を強調する場合は、執権官僚達は政変を金玉均等開化党の反逆に起因

した事件として理解しようとし、高宗と開化党を分離して高宗も政変の被害者という立場を取っていった。官僚達のこのような態度は、甲申政変の責任から脱しようとした高宗の心中を反映したと考えられる。

反面、反開化の立場を取ってきた華夷論者は、政変の全ての原因と責任が高宗にあるとした。すなわち「盗賊」のような開化勢力を信頼し、登用して後援した高宗に責任があるということである。

甲申政変以後、高宗は対内・対外的に最大の試練を迎えた。内部的には、甲申政変の責任問題に直面するようになったばかりか、その間推進してきた開化政策全般に対する批判が提起され、守旧勢力の反動が激しく起きた。また、清の影響力がより強化され王権制約が深化し、日本との外交問題も懸案として台頭していた。

それに対して高宗は、今まで推進してきた開化政策とそれに関連した機構を廃止して自らの立場を見せた。そして流配中の政治的反対派に対する釈放措置を断行した。その時、大院君勢力と衛正斥邪系列の人物達が大挙釈放された。それは民心の同調に基づいた守旧勢力の反動に対する対応措置の一つだといえよう。

さらに、金玉均は日本亡命中でもたゆまず再起しようと努力していたし、金玉均を引き入れようとする日本国内の政治勢力の動きもあったことは朝鮮政府に衝撃を与えた。それに危機意識を感じた高宗は、王権回復のため、政変関係者と連帯する可能性がある人物を除去して国内勢力と金玉均との連結を遮断し、絶え間なく刺客を送り出して金玉均を暗殺しようとした。

やがて金玉均は清国の上海で 1894 年 2 月 22 日（西暦 3 月 28 日）に暗殺された。「大明律」による「謀反大逆不道罪」と「連座法」による「破家瀆宅」の刑の執行を高宗は許可した。

『朝鮮王朝実録』は歴史的な事実を叙述した記録であり、1997 年にユネスコの世界の記録（Memory of the World）に登録された史料でもある。しかし、残念なことに『朝鮮王朝実録』の中で『高宗実録』と『純宗実録』は、韓国併合後、李王職⁴⁵により編纂されたという理由で『朝鮮王朝実録』の一部として認定しない見解が支配的である。

日本支配期に編纂されたから多少は日本の立場を代弁する記録はあると思うが、『高宗実録』は『承政院日記』、『日省録』その他の官撰記録の重要内容を採録しているので、高宗時代を研究するのに、一次史料としての価値を低く見る必要はないだろう。

また、甲申政変と金玉均の歴史的な記憶をさらに詳しく研究するためには、『高宗実録』の編纂に主に活用された『承政院日記』や『日省録』などの内容分析が必要であるだろう。

【注】

¹ 梶村秀樹、『朝鮮史の枠組と思想』研文出版、1982年、86頁。

² E.H.カー（清水幾太郎訳）『歴史とは何か』岩波新書、2013年、25頁。

³ 金子拓、『記憶の歴史学—史料に見る戦国』講談社、2011年、268～269頁。

-
- 4 ポール・トンブソン著（酒井順子訳）『記憶から歴史へーオーラル・ヒストリーの世界』青木書店、2002年、18頁。
 - 5 『高宗実録』高宗9年（1872）2月4日。
 - 6 『高宗実録』高宗11年（1874）2月24日。
 - 7 『高宗実録』高宗17年（1880）2月29日。
 - 8 『高宗実録』高宗17年（1880）3月3日。
 - 9 『高宗実録』高宗17年（1880）6月7日。
 - 10 朴銀淑、『金玉均、歴史の革命家 時代の異端児』ノモブックス、2011年、42頁。
 - 11 『高宗実録』高宗19年（1882）9月22日。
 - 12 『高宗実録』高宗20年（1883）1月17日。
 - 13 『高宗実録』高宗20年（1883）3月16日。
 - 14 『高宗実録』高宗20年（1883）4月5日。
 - 15 『高宗実録』高宗20年（1883）10月7日。
 - 16 金玉均・朴泳孝・徐載弼『甲申政変回顧録』建国大学校出版部、2006年、112頁。
 - 17 『高宗実録』高宗21年（1884）10月17日。
 - 18 『高宗実録』高宗21年（1884）10月18日。
 - 19 『高宗実録』高宗21年（1884）10月18日。
 - 20 朴銀淑、『甲申政変研究』歴史批評社、2005年、142頁。
 - 21 金玉均・朴泳孝・徐載弼『甲申政変回顧録』建国大学校出版部、2006年、126～127頁。
 - 22 『高宗実録』高宗21年（1884）10月19日。
 - 23 『高宗実録』高宗21年（1884）10月20日。
 - 24 朴銀淑、『甲申政変研究』歴史批評社、2005年、510～511頁。
 - 25 『高宗実録』高宗21年（1884）10月21日。
 - 26 『高宗実録』高宗21年（1884）10月21日。
 - 27 『高宗実録』高宗21年（1884）10月22日。
 - 28 『高宗実録』高宗21年（1884）10月23日。
 - 29 『高宗実録』高宗21年（1884）11月1日。
 - 30 朴銀淑、『甲申政変研究』歴史批評社、2005年、522頁。
 - 31 『高宗実録』高宗21年（1884）11月24日。
 - 32 『高宗実録』高宗22年（1885）1月16日。
 - 33 『高宗実録』高宗21年（1884）12月13日。
 - 34 『高宗実録』高宗22年（1885）11月16日。
 - 35 『高宗実録』高宗22年（1885）11月17日。
 - 36 『高宗実録』高宗22年（1885）12月23日。
 - 37 『高宗実録』高宗23年（1886）6月17日。
 - 38 朴銀淑、『金玉均、歴史の革命家 時代の異端児』ノモブックス、2011年、164～165頁。
 - 39 『高宗実録』高宗31年（1894）3月9日。
 - 40 『高宗実録』高宗31年（1894）3月9日。
 - 41 『高宗実録』高宗31年（1894）3月9日。
 - 42 『高宗実録』高宗31年（1894）3月9日。
 - 43 『高宗実録』高宗31年（1894）3月9日。
 - 44 『高宗実録』高宗31年（1894）12月27日。
 - 45 朝鮮の日本統治時代から連合軍軍政期の間、宮内省大臣の管轄下で王族・公族の家務を掌る機関として京城府（現在のソウル市）に置かれた機関である。

【参考文献】

-
- E.H.カー、(清水幾太郎訳)。(2013).『歴史とは何か』. 岩波新書.
- ポール・トンプソン著(酒井順子訳)。(2002).『記憶から歴へーオーラル・ヒストリーの
世界』. 青木書店.
- 梶村秀樹.(1982).『朝鮮史の枠組と思想』. 研文出版.
- 金玉均・朴泳孝・徐載弼.(2006).『甲申政変回顧録』. 建国大学校出版部.
- 金子拓.(2011).『記憶の歴史学—史料に見る戦国』. 講談社.
- 朴銀淑.(2005).『甲申政変研究』. 歴史批評社.
- 朴銀淑.(2011).『金玉均、歴史の革命家 時代の異端児』. ノモブックス.

【一次史料】
『高宗実録』